

評議員会決議の省略を行う場合の手続の流れ

1. 理事会による決議

- 理事会で以下の3点について決議を行う。
 - ① 評議員会決議の省略を行うこと
 - ② 評議員会の目的である事項（議題）
 - ③ 議題に係る提案事項（議案）の概要

2. 議題の提案

- 理事の1名が評議員に対し、決議の省略を行う議題に関する提案書を文書、電子メール等で送付する。

3. 評議員の同意

- 提案を受けた評議員（当該事項について議決に加わることができる評議員）は、議題を確認のうえ、同意書を文書、電子メール等で提出する。

4. 決議の省略により評議員会の決議があったものとみなされる日

- 全員分の同意書を受領した時点で評議員会の決議があったものとみなされる（最後の評議員からの同意書が到達した日）。

5. 議事録の作成

- 決議の省略を行った後、議事録を作成する。議事録の記載事項は次のとおり（社会福祉法施行規則第2条の15第4項第1号）。
 - ① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案した理事の氏名
 - ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日（最後の評議員からの同意書の到達日）
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- ※ 議事録の署名や記名押印は、④の議事録の作成に係る職務を行った者が行う。

お問い合わせ

町田市地域福祉部指導監査課
電話 042-724-4094
FAX 050-3085-0996